

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	提出議案について	2
①	議案第 1 号 令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 11 号）	2
②	議案第 2 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 号）	3
(2)	協議事項について	8
①	会議期間、議事日程、議案の取扱いについて	8
(3)	報告事項について	9
①	矢板市こども計画の策定に係るパブリックコメントの結果について ..	9
②	矢板市スポーツ大会出場費交付金交付要綱の一部改正について	10
4	その他	13
5	閉会	13

日 時	令和 7 年 3 月 28 日(金)	午前 10 時 00 分～午前 10 時 31 分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員 14 人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 桺 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 恵 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- | | |
|-----------------------|---------|
| ① 市長 | 森 島 武 芳 |
| ② 教育長 | 伊 藤 由 悟 |
| ③ 総合政策部長兼総合政策課長 | 和 田 理 男 |
| ④ 秘書広報課長 | 宮 本 典 子 |
| ⑤ 総務部長兼総務課長 | 高 橋 弘 一 |
| ⑥ 健康福祉部長兼社会福祉課長 | 沼 野 晋 一 |
| ⑦ 子ども課長 | 斎 藤 敦 子 |
| ⑧ 市民生活部長兼生活環境課長 | 山 口 武 |
| ⑨ 経済部長兼農林課長兼農業委員会事務局長 | 村 上 治 良 |
| ⑩ 商工観光課長 | 小 林 徹 |
| ⑪ 建設部長兼建設課長 | 柳 田 豊 |
| ⑫ 教育部長兼教育総務課長 | 佐 藤 裕 司 |
| ⑬ 生涯学習課長 | 佐 藤 賢 一 |
| ⑭ 上下水道事務所長兼水道課長 | 柳 田 恭 子 |

【 議会事務局 】

- | | |
|--------|---------|
| ① 事務局長 | 星 哲 也 |
| ② 副主幹 | 粕 谷 嘉 彦 |
| ③ 副主幹 | 佐 藤 晶 昭 |

1 開 会

○議長（佐貫 薫） 全員協議会を開会いたします。

初めに、市長から御挨拶があります。 (10:00)

2 あいさつ

○市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、第 402 回随時会議を開催いただきましてありがとうございます。今回市当局から提出をいたします案件は、補正予算 2 件でございます。提出議案及び報告事項につきましては、所管の部課長から説明をいたしますので、よろしく御協議くださいますようお願いを申し上げまして御挨拶といたします。

3 議 題

(1) 提出議案について

① 議案第 1 号 令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 11 号）

○議長 3、議題に進みます。(1)提出議案について、①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） それでは議案第 1 号 令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 11 号）について御説明させていただきます。

それでは、補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 1 号 令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 11 号）、以下の朗読は省略させていただきます。2 ページをお願いします。第 1 表繰越明許費補正でございます。このことにつきましては、先の第 401 回定例会議におきまして、令和 7 年度当初予算に係る東小学校施設整備事業に関しまして、議員の皆様から様々な御意見や御指摘をいただきました。その中で校舎のレイアウトや事業費の抑制など、様々

な検討すべき点があるとの御意見を受けまして、東小学校施設整備事業に係る実施設計業務の履行期間を延長して内容の検討を行うため、予算を繰り越して使用するための繰越明許費を設定するものでございます。

簡単ですが、補正予算第 11 号の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 議案第 2 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長 次に、②について説明を求めます。

○総務課長 それでは続きまして、議案第 2 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算第 1 号について御説明させていただきます。この補正予算につきましては、国の令和 6 年度補正予算第 1 号によって予算措置されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における推奨事業メニュー分に係る補正予算でございます。

それでは補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 2 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 1 号）、以下の朗読は省略いたしまして、2・3 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入につきましては、15 款国庫支出金と 19 款繰入金で補正を行っております。歳入補正額の合計は 8,473 万 6,000 円、歳入総額 159 億 7,673 万 6,000 円となります。下段の歳出でございますけれども、2 款総務費から 10 款の教育費で補正を行っております。歳出補正額の合計 8,473 万 6,000 円、歳出総額 159 億 7,673 万 6,000 円となります。

それでは、続きまして予算に関する説明書のほうで御説明いたします。予算に関する説明書の４・５ページになります。２の歳入でございます。１５款国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金におけます推奨事業メニュー分でございます。本市に配分されました交付限度額でございます。人口や消費者物価指数の伸び率、第一次産業就業者数割合などを基に国が配分しております。１９款繰入金は、今回の補正予算対応のため財政調整基金を取り崩すものでございます。

続いて次の６・７ページをお願いします。３の歳出でございます。国におきましては、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けました生活者や事業者への支援を目的に臨時交付金の活用にあたり、生活者支援と事業者支援といたしまして、それぞれ四つずつ推奨事業メニューが示されております。生活者支援といたしましては、物価高騰に伴う低所得世帯支援と子育て世帯支援、そして消費の下支え等を通じた生活者支援や省エネ家電等への買換え促進による生活者支援でございます。また、事業者支援といたしましては、農林水産業におけます物価高騰対策支援などがございます。この後、個別の事業を御説明してまいりますけれども、これら国の推奨事業メニューに則しました八つの事業を計画しております。初めに、２款１項９目諸費の地域安全活動推進事業は、現在、社会問題となっている強盗犯罪から市民生活を守ることを目的といたしまして、家庭用防犯カメラ等を設置する費用を一部助成するものでございます。購入設置費用の２分の１、３万円を上限に補助するものでございます。

続いて、４款１項３目環境衛生費の省エネ家電購入費補助事業は、エネルギー価格の高騰により、電気代等の負担が増えている一般家庭に対しまして、省エネ家電や給湯器の購入を支援するものでございます。対象とする製品は、省エネ家電につきましては、エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・テレビ・電気便座・Ｌ

ＥＤ照明器具、省エネ給湯器につきましては、ガス温水機器・石油温水機器・ヒートポンプ給湯器でございまして、そのうちＬＥＤ照明器具を除く製品につきましては、統一省エネラベルの省エネ性能評価点、星 2.0 以上のものが対象となります。家電量販店等を除く市内店舗で購入等をしたものについて、省エネ家電は、金額の 25% 8 万円を上限、省エネ給湯器は、金額の 35% 15 万円を限度に補助をするものでございます。

続きまして、6 款 1 項 3 目農業振興費の農業振興事業でございまして。こちらは燃油価格高騰に伴う農業者支援のため、燃油等の価格上昇分を助成する事業でございまして。認定農業者や法人等に対しまして、令和 3 年に支出した動力光熱費の額を基に燃料費価格上昇相当分 10%を算出しまして助成するものでございます。

次に、4 目の畜産業費の畜産振興事業につきましては、畜産農家支援のため価格高騰が続く飼料の購入費用の一部を補助するものでございます。牛につきましては、乳用牛につきましては、一頭当たり 4,600 円、肉用牛は一頭当たり 650 円を補助するものでございます。そして、豚と鳥につきましては、令和 6 年 9 月から令和 7 年 3 月までに購入しました配合飼料に対して補助するものでございまして、配合飼料 1 t 当たり 1,000 円を補助するものでございます。なお、畜産農家一戸当たり 30 万円を上限に補助するものでございます。

そして次の 6 目農地費の土地改良管理事業は、電気料金高騰に対する土地改良区への支援事業でございまして。土地改良区が管理している農業水利施設の電気料金を一部助成するものでございます。令和 3 年 4 月から 9 月の電気料金を基準に 25%を助成するものでございます。

それでは、続きまして 7 款 1 項 2 目商工振興費の商業等活性化支援事業は、この中に実施する事業が二つございまして、まず、やいた応援クーポン券配布

事業でございます。こちらは、400 円券が 5 枚付いたチラシを行政区加入世帯に配布するものでございます。そして二つ目は、キャッシュレス決済推進事業でございます。市内店舗でキャッシュレス決済による支払いをした方に対して、決済金額の 20%をポイント還元、大型店舗につきましては 5 %をポイント還元するキャンペーンを実施するものでございます。一人 1 回当たり 1,000 ポイントを上限といたしまして、一人当たり 1 万ポイントを上限に実施するものでございます。やいた応援クーポン券配布事業によりまして、物価高騰の影響を受ける市民の生活支援を図るとともに、地域経済の活性化を図ってまいります。また、キャッシュレス決済推進事業では、市内店舗への D X 化の推進を図るとともに、生活者に対しましては、ポイント還元という形で支援を行ってまいります。印刷製本費はやいた応援クーポン券の印刷代など、委託料はキャッシュレス決済推進事業に係るポイント還元の原資や事務費、補助及び交付金はやいた応援クーポン券配布事業に係る市商工会への補助金でございます。

続いて、10 款の教育費でございます。次の 8・9 ページをお願いします。2 項小学校費と 3 項中学校費の小中学校給食事業は、物価高騰の影響による家庭の経済的負担軽減のため、給食費の一部を補助するものでございます。本市では、子ども未来基金を活用いたしまして、給食費 3 か月分を助成してございます。今回の補正予算では、臨時交付金を活用いたしまして、家庭で負担していた額から、さらに月 500 円を助成するものでございます。児童生徒一人当たり年 4,000 円の補助を行うものとなります。補助及び交付金は矢板市立小中学校の児童生徒分、扶助費につきましては、市立小中学校以外に通学している児童生徒に対する助成となっております。

説明は以上でございます、よろしくお願いします。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

○榊議員 やいた応援クーポン券配布についてお伺いしたいのですが、この配布の方法というのはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 答弁を求めます。

○商工観光課長（小林徹） 榊議員の御質問にお答えします。配布方法につきましては、まず行政区長さんから班回覧ということで配布したいと考えております。未加入世帯におきましては、市の窓口のほうで配布したいと考えてございます。

以上です。

○榊議員 分かりました。そうすると、前回というか昨年度あったようなレターパックライトで一戸ずつに配布するような形ではなく、それ以前の形のような考えってということで、郵送料等はいかからないということよろしいでしょうか。

○商工観光課長 今回は少し財源的な問題もございまして、郵送料とかはかけずに行政区長さんには負担になってしまうのですが、そちらのほうにお願いしたいと考えてございます。

以上です。

○榊議員 分かりました。未加入世帯の方が確実に受け取れるように、しっかりと周知をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 そのほか、御質問などありますか。

○齋藤議員 補助金の件なのですけれども、一軒の中で電気製品を三つぐらい一度に替えたという場合にそれぞれに補助金が付くのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○生活環境課長（山口 武） 御質問にお答えいたします。それぞれに付きます

が、上限額はお一人あたりは決まっております。

○齋藤議員 分かりました。

○議長 そのほか、御質問ありますか。

○神谷議員 確認ですけれども、家庭用防犯カメラ等と言われたと思いますけれども、「等」に当たるものを教えてください。

○生活環境課長 防犯カメラ等の「等」でございますが、他によくありますインターホーンの広角レンズが付いたカメラとか、そういったものを想定してございます。

○神谷議員 同じような事業を行っているところは結構あるのですが、窓ガラスに貼る防犯シートも対象になりますでしょうか。

○生活環境課長 再度の御質問にお答えいたします。よくＣＰマークの付いた防犯製品、こういったものが家財等でございますが、今回かなりそういったものが幅広くございまして、金額等にもばらつきがあるということもございしますので、今回は、まずそのカメラを重点的に、市民の防犯に対する意向等を伺いながら、次期また検討してまいりたいというふうに考えています。

○神谷議員 分かりました。該当する対象になるものが何かということをしつかり周知していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 そのほか、御質疑等ありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程、議案の取扱いについて

○議長 次に、(2)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長（石井侑男） 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて御協議申し上げます。

第 402 回随時会議の議会運営については、去る 3 月 26 日午前 10 時から、第二委員会室において議会運営委員会を開催し、協議いたしました。提出議案件数及びその取扱い等について、慎重に協議した結果、この随時会議の会議期間は、本日 1 日と決定いたしました。なお、議案の取扱いにつきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告とします。

○議長 説明は終わりました。議会運営委員長説明のとおり、御協力をお願いいたします。

(3) 報告事項について

① 矢板市こども計画の策定に係るパブリックコメントの結果について

○議長 次に、(3)報告事項について、①について説明を求めます。

○子ども課長（斎藤敦子） 矢板市こども計画の策定に係るパブリックコメントの結果について御報告いたします。

矢板市こども計画につきましては、令和 7 年 1 月 23 日から令和 7 年 2 月 25 日までパブリックコメントを実施し、お一人の方から 1 件の御意見をいただきました。子育て支援体制における具体的な補助金等の事務処理や不適切対応への取り組む姿勢に関する貴重な御意見ではありますが、御意見に対する市の考え方につきましては、別記様式第 3 号のとおりでございます。このパブリックコメントの結果につきましては、本日の全員協議会後に市のホームページで公

表いたします。なお、本計画は令和 7 年 4 月 1 日策定を予定しています。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 矢板市スポーツ大会出場費交付金交付要綱の一部改正について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○生涯学習課長(佐藤賢一) 矢板市スポーツ大会出場費交付金交付要綱の一部改正について御報告いたします。

この矢板市スポーツ大会出場費交付金につきましては、本市のスポーツの振興、選手の育成、本市の知名度の向上を図ることなどを目的に、小中学校の部活動以外の小学生以上を対象とした関東大会、全国大会などへ出場する選手に交付金による支援を行う制度として設けられているものとなります。今年度におきましては、関東大会、全国大会、国外大会合わせまして、62 件の支援を行っているところでございます。この制度に関しまして、令和 6 年 6 月の定例会議の高瀬議員の一般質問においてお答えしたとおり、本市は支援回数に制限を設けていないということから、他市町村と比べても遜色ない支援を行っているものと考えていたところでございます。しかしながら、市民などからその後も関東大会や全国大会の 1 回当たりの交付額が近隣市町に比べ少ないとの御意見を多数いただいたこともありまして、再度検討を行った結果、特に御要望の多い、関東大会や全国大会への支援を拡充いたします。また、併せまして国内大会を世界大会、アジア大会、オリンピック・パラリンピックに分けまして、それぞれの交付金を記載のとおり整理いたしました。今回の改正によりまして、

大会種別ごとの関東大会や全国大会、それぞれの交付回数を当該年度1回といたしますが、今まで大会の開催地により、3,000円、5,000円、1万円としていたものを、関東大会5,000円、全国大会2万円と改正をいたします。交付回数を大会種別ごとに、当該年度内1回とすることの影響を今年度の実績を基に試算を行いましたが、出場回数が複数の方、個人の方で2名、団体で2団体いらっしゃるようですが、1回当たりの交付額を拡充することで、ほぼ全てのケースで交付額が同じ、または上回ることを確認してございます。ただ、今年度全国大会4回出場の御活躍をされている個人の方1名の方につきましては、交付合計額が下がってしまう状況となりますが、全体としては本市のスポーツ振興に資する制度改正であると認識をしているところでございます。

なお、本制度の実施まで期間がないという状況ではありますが、この制度を御利用いただいている個人の方や、学校や団体へお知らせを通知するとともに、市のホームページ、また、SNSなどを活用いたしまして、多くの方々に周知を行ってまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○宮本議員 説明ありがとうございました。せっかくの機会ですから、スポーツ大会の出場の特別枠、これ、今年度に照らし合わせながら、御説明していただければ大変ありがたいのですが。

○議長 答弁を求めます。

○生涯学習課長 御質問ありがとうございます。すいません、今回の資料には載せてございませんが、特別枠ということで、矢板中央高校のサッカー部の全国高等学校サッカー選手権大会と春夏の高校野球につきましては特別枠ということで設けさせていただいてございます。今回の改正に併せまして、説明を入

れてなかったのですが、例えばバレーとかバスケットボールとかっていうお話もいただいておりますので、それにつきましては、このサッカー全国高等学校サッカー選手権大会、これに準ずるものについては、その都度協議を行って決めていければというふうに考えてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○宮本議員 ありがとうございます。今、金額が具体的に出なかったのですが、特別枠で今年度を参考にということで、実際、どのような支援金っていうか、応援っていうか、お祝い金っていうか、具体的な数字も上げて、説明していただければと思います。

○生涯学習課長 今年度、矢板中央高校サッカー部が全国高等学校サッカー選手権大会に出場されておりますので、特別枠ということで 100 万円の交付金を交付したところでございます。

○宮本議員 ほかにバスケットボールに関してはどういう状況なのか、一つ一つじゃなくて、課長申し訳ないのですが、全体的に包み隠さず金額も含めてお話をしていただければ、せっかくの機会なので、我々議員も一緒に把握するっていうか、認識するのに大変いいかなと思ひましての質問なのですが、よろしく願いいたします。

○生涯学習課長 今年度におきましては、関東大会が 26 件、全国大会 30 件、国外大会が 6 件ということで申請がございました。それぞれですけれども、まず関東大会につきましては、個人の方 16 名の方から申請がございまして、交付金額としては 7 万 6,000 円ほど、全国大会、同じ個人の方につきましては 24 件で 23 万円ほど、世界国外大会につきましては 6 名の方から 35 万円ほどを支給してございます。そのほか、団体につきましては、中央高校が高校としてカウントしておりまして 5 団体、中央高校が 1 団体としてカウントさせてい

ただいて5団体ということで、まず、関東大会が10件で金額は40万1,000円、全国大会は3団体で、中央高校のサッカーも含めまして、合計金額が113万5,000円となります。国外大会につきましてはございませんでした。

以上となります。

○議長 そのほか、御質疑等ありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 次に、4その他に入ります。

議員各位及び市当局から何かありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(10 : 31)

令和 年 月 日

議長